

平成 26 年 12 月盛岡市議会定例会
提出発議案

平成 26 年 12 月 22 日提出

- 発議案第 12 号 医療費助成制度における現物給付導入にかかる国庫負担金等減額の撤廃を求める意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 厚生労働大臣, 総務大臣, 財務大臣, 衆議院議長, 参議院議長)
- 発議案第 13 号 岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書について
(岩手県知事)
- 発議案第 14 号 米価安定対策等に関する意見書について
(内閣総理大臣, 内閣官房長官, 農林水産大臣, 衆議院議長, 参議院議長)

※ () 内は可決された場合の送付行政庁等

発議案第 12 号

医療費助成制度における現物給付導入にかかる国庫負担金等減額
の撤廃を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 26 年 12 月 22 日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	藤	村	秀	利
〃	〃	宮	川		寿
〃	〃	中	村		亨
〃	〃	豊	村	徹	也
〃	〃	中	村		一
〃	〃	神	部	伸	也
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	鈴	木	俊	祐
〃	〃	伊	達	康	祐
〃	〃	守	谷	祐	志

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

医療費助成制度における現物給付導入にかかる国庫負担金等

減額の撤廃を求める意見書

岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が子どもの医療費助成では37となっています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であることです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請の手続きが不要です。一方、市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要であり、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。

しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国民健康保険療養給付費等国庫負担金等が減額されてしまいます。そもそも国民の健康を守ることは、日本国憲法第25条にも規定されているように、国の責務です。

よって、国においては、住民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、下記項目について早期実現を求めます。

記

1. 現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険療養給付費等国庫負担金等の減額をやめること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年12月22日

盛岡市議会

発議案第 13 号

岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書
について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 26 年 12 月 22 日

提出者	盛岡市議会議員	竹	田	浩	久
賛成者	盛岡市議会議員	藤	村	秀	利
〃	〃	宮	川		寿
〃	〃	中	村		亨
〃	〃	豊	村	徹	也
〃	〃	中	村		一
〃	〃	神	部	伸	也
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	鈴	木	俊	祐
〃	〃	伊	達	康	子
〃	〃	守	谷	祐	志

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書

本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県は子どもの医療費助成では37となっています。

患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要であることです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請の手続きが不要です。一方、市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要であり、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。

よって、県においては、県民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、下記事項について早期実現を求めます。

記

1. 県の医療費助成制度について現物給付を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年12月22日

盛岡市議会

発議案第 14 号

米価安定対策等に関する意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 26 年 12 月 22 日

提出者	盛岡市議会議員	兼	平	孝	信
賛成者	盛岡市議会議員	佐	藤	千賀夫	
〃	〃	守	谷	祐	志
〃	〃	佐	藤	栄	一
〃	〃	高	橋	重	幸
〃	〃	佐	藤	妙	子
〃	〃	熊	谷	喜美男	
〃	〃	工	藤	由	春
〃	〃	鈴	木	礼	子
〃	〃	伊	達	康	子

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

米価安定対策等に関する意見書

当市においては、農協等が中心となって米政策等の見直しに対応し、生産数量目標に即した生産や水田フル活用による水田活用米穀の取り組みを推進する等、米の需給調整に積極的に取り組んできました。

そのような中で、米の直接支払交付金の減額に加え、26年産米の価格が下落したことは、農地の集積を進めてきた大規模な担い手をはじめ、稲作農家の経営、ひいては本県農業に甚大な影響を及ぼし、さらには、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えます。

こうした状況下において、国は需給調整のための出口対策を行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策（平成26年産限り）のみで対応する方針を示しています。しかし、ナラシ対策には課題があり、来年以降も稲作を継続していくためには、さらなる緊急対策の実施と、万全なセーフティネット対策の構築が必要です。

よって、国においては、将来にわたって安定的な稲作経営ができるよう、下記の事項について実現するよう求めます。

記

1 特例措置を含めたナラシ対策等の適切な運用

- (1) ナラシ対策については、当面の営農・生活資金の確保対策と併せ、最大でも標準収入額の2割の下落までしか補てん対象とならないことから、今後の米価動向等を踏まえつつ、補てん対象や補てん割合の拡大など特例的な措置を講じること。
- (2) 27年産に向けては、極力多くの担い手が標準収入額の2割の下落まで対応できるコースに加入するよう推進を行うとともに、27年産米に係る標準的収入額の大幅な減少が予想されることから、算定期間の拡大など必要な見直しを行うこと。
- (3) 意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。

2 異常気象への十分な対応

26年産米については、8月以降の低温や日照不足等の影響により、青死米等の発生の増加や登熟不足が確認されている。このような異常気象により生産者等が不利益を被らないよう対策を検討すること。

3 26年産米の適正販売に向けた環境整備

26年産米について、長期計画的に需給に応じた適切な販売を推進していく観点から、米穀機構の過剰米対策基金の残を見極めながら、その活用などに係る民間の取り組みを支援すること。

4 飼料用米の生産拡大に向けた環境整備と長期的・継続的な支援確保

- (1) 農協では、27年産において60万トンの生産振興目標を設定し、飼料用米の大幅な生産拡大に取り組むこととしている。この取り組みを後押しするよう、水田活用の

直接支払交付金に対する予算を十分に確保すること。

- (2) 将来に向けた積極的な投資を促し、生産者が長期的に安心して飼料用米等の生産に取り組むことができるよう、新たな食料・農業・農村基本計画に水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援について明記するなど、生産現場に安心を与えるメッセージを強く示していくこと。

5 27年産米の適切な生産数量目標の設定

27年産米の生産数量目標については、農協の飼料用米の生産拡大に向けた取り組みのほか、入口対策のみで需給調整を図る現行の政策の枠組みを踏まえ、毎年発生している過剰作付や25年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。

6 将来展望が描ける総合的な水田農業政策の確立

- (1) 30年産を目途とした生産調整の見直しに向け、米の需給と価格の安定のために国や関係者が果たすべき役割の明確化など、米政策の見直しの十分な検証を行うとともに、水田フル活用ビジョンの充実や主体的な判断で生産に取り組むことができる地域の担い手の確保・育成など、さらなる環境整備を進めること。
- (2) 米の需要拡大に向け、国を挙げて主食用米の消費拡大対策や輸出促進対策に取り組むこと。
- (3) ナラシ対策や、国が創設を目指す収入保険制度を含め、過去の一定期間の収入等を基に補てん基準を設定する仕組みのセーフティネット対策では、継続的な米価下落に対応できないため、担い手の所得や生産コスト等に着目した、担い手が再生産可能な所得を確保できる万全なセーフティネット対策を構築すること。
- (4) 上記の対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させる必要があるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善など、適切な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月22日

盛岡市議会